

# 政策評価懇談会（第13回）議事録

## 1. 日時

平成18年7月7日（金）13：00～15：10

## 2. 場所

法務省第1会議室（20階）

## 3. 出席者

### < 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
（座長）立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会副会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

### < 省内出席者 >

大林 宏	事務次官
永井 栄次	大臣官房秘書課広報室長
吉澤 勇治	大臣官房秘書課情報管理室長
丸山 嘉代	大臣官房人事課付
江森 茂芳	大臣官房施設課企画調査官
柳井 康夫	大臣官房訟務部門訟務調整官
田辺 泰弘	大臣官房司法法制部参事官
原 司	民事局付
辻 裕教	刑事局参事官
室井 誠一	官房参事官（矯正担当）
板谷 充	保護局保護調査官
山口 英幸	人権擁護局参事官
利岡 寿	入国管理局入国管理企画官
白石 葉子	法務総合研究所総務企画部付
町田 好己	公安調査庁上席専門職
安部 啓三	公安審査委員会専門職

### < 事務局 >

黒川 弘務	大臣官房秘書課長
松下 裕子	大臣官房秘書課政策評価企画室長
深石 卓	大臣官房秘書課補佐官

## 4. 議題

- (1) 法務省政策体系（案）について
- (2) 平成17年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

## 5. 配付資料

- 資料1：政策評価に関する基本方針の改定について
- 資料2：政策評価の実施に関するガイドライン
- 資料3：法務省政策評価に関する基本計画（平成17年度～平成19年度）
- 資料4：法務省政策体系（案）
- 資料5：平成17年度法務省事後評価実施結果報告書（案）
- 資料6：法務省事後評価の実施に関する計画（平成17年度）
- 資料7：法務省事後評価の実施に関する計画（平成18年度）

## 6. 議 事

秘書課長：定刻になりましたので、これより第13回政策評価懇談会を開催します。

（冒頭、法務事務次官のあいさつの後、議事次第に沿って会議が行われた。）

立石座長：それでは、早速討議に入りたいと思います。「法務省政策体系（案）」の検討から始めたいと思います。

それでは、「法務省政策体系（案）」の策定の経緯、趣旨などについて、事務局から説明願います。

松下室長：それでは政策体系について御説明させていただきます。まず、本日の審議事項をかいつまんで説明しますと、1つは法務省の政策体系についてございまして、次が「平成17年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてとなります。

1つ目の政策体系について御説明いたします。資料1をご覧くださいませでしょうか。資料1の4ページにありますように、政策評価法施行3年後の見直しを踏まえて閣議決定「政策評価に関する基本方針の改定について」において、「政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行う」こととされました。また、資料2をご覧くださいませ、「政策評価の実施に関するガイドライン」でございますが、その1ページから2ページにおいて、政策体系の基本的考え方が示されておりまして、そのようなことから政策体系の策定に至ったものです。政策体系自体は資料4をご覧くださいませと思います。

先に申し上げましたとおり、政策体系は、政府全体としてその策定が決定されたものですが、総務省等からは、策定の具体的な基準等は示されておりませんので、形式や公表の方法など、各府省が適宜工夫をしながら策定している状況にございます。現在お示ししております資料4「法務省政策体系（案）」でございますが、これも法務省の内部部局で検討したものでございます。全体の業務を、大きく から のローマ数字で示した大きな柱、具体的には、 が「基本法制の維持および整備」、 が「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」、 といたしまして、3ページの方ですが、「国民の権利擁護」、 として「国の利害に関係のある争訟

の統一かつ適正な処理」, として「出入国の公正な管理」, として「法務行政における国際化対応・国際協力」, として「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」ということで大きく7つの柱に分けてみた訳でございます。法務省の設置法に規定されております法務省の任務,これが から ございまして, , は, から に付随する取り組みを, から と並ぶ2つの基本政策に整理したものでございます。この7つの基本政策を柱としまして,資料2の2ページ目に書いておりますように,特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動のまとめりである「政策」,「政策」を実現するための具体的な方策や対策である「施策」,そして,「政策」,「施策」を具現化するための個々の行政手段として,行政活動の基礎的な単位となる「事務事業」という形で整理してみました。1ページ目で御説明いたしますと,「基本法制の維持及び整備」や「司法制度改革の推進」というのが「政策」に該当いたします。そして,その下の「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」や「総合法律支援の充実強化」が「施策」に当たります。そして,さらにその下の,「施策1」にありますが,事務事業として「民事基本法制の維持・整備」,「刑事基本法制の維持・整備」,あるいは,政策2 施策1の事務事業ですが,「日本司法支援センターの運営支援を含む総合法律支援の実施及び体制整備の推進」といった形で「政策」,「施策」,「事務事業」という形で整備しております。そして,「政策」と「施策」につきましては,それぞれ目標を明らかにし,それぞれどのような目標の下で行われているのかということ整理してみました。そうすることで大きな目標の下に,ある一定の政策があり,その下にそれを実現するための施策があるという関係性が明らかになると考えております。

なお,本日の議題である「平成17年度事後評価実施結果報告書(案)」でございますが,これはもちろんのこと,前回の政策評価懇談会での皆様からの御意見を参考にさせていただいて策定いたしました平成18年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」につきましては,今回の政策体系を前提として作成したものではありませんので,事後評価の実施計画の中で政策評価の対象としている「施策」や「事務事業」は,今回の政策体系には,必ずしもうまく当てはまらないものもございまして,今後は政策体系を策定いたしましたら,平成18年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の見直しを行いまして,施策や事務事業が政策体系と一致するように改定していきたいと思っております。この点につきましては,次回の政策評価懇談会において,御意見を賜りたいと思っております。

「政策体系(案)」についての説明は以上となりますが,今回,委員の皆様からの御意見をいただきまして,最終的には,本年8月末を目途に,「法務省政策評価に関する基本計画」の別紙という形でこの政策体系を公表することにしたいと考えております。事務局からは以上でございます。

立石座長:ありがとうございます。ただ今事務局の方から法務省の政策体系について,まだ中間段階で,8月の末までに,皆様方の御意見を聞きながら策定の方を進めていくとのことですが,事前の説明によりますと,法務省設置法をベースに作られているということと,そして,小泉総理や法務大臣の所信表明演説,そして施策等を網羅してやっているとの話でございます。説明に対し,御意見,御質問等があればお願いします。

法務省の政策体系について8月の末にまとめるために,懇談会で皆様の方からこの内容について御意見がございましたらお出しいただきたいとのことですので,御意見のある方はお出しいただきたいと思っております。こういう分類でいいかとか,いやもっといっぱいあるのでは

ないのか等々ですね、お出しただけだと思います。

山根委員：質問なんですけれども、の政策の5と6で、破壊的団体についての政策が2つありますけれども、事務事業がそれぞれ段階で異なるのは分かるのですけれども、大きく政策として分ける必要はあるのでしょうか。施策の1, 2というわけではなく、政策の5, 6と分けるのは適当なのでしょうか。

立石座長：松下室長いかがですか。

松下室長：その点につきましては、公安調査庁からお答えします。

公安調査庁：公安調査庁でございます。公安調査庁としては、まず、破壊的団体等の調査がメインになります。この調査を通じていろいろな情報が入ってきます。公安庁の方は政策5までございまして、政策6の「団体規制処分の適正な審査・決定」は、公安審査委員会の所掌する業務となります。よろしいでしょうか。

松下室長：はい。政策5は公安調査庁の政策でございまして、政策6の方は、法務省の別の外局であります、公安審査委員会の方となりますので、別としているとのことでございます。

立石座長：よろしいでしょうか。ほかにありますか。はいどうぞ。六車委員。

六車委員：六車ですけれども、一番最初のローマ数字の「基本法制の維持及び整備」とありまして、政策の1でも全く同じ標題となりまして、政策の2になりまして、「司法制度改革の推進」となりまして、よく考えた訳ではないのですが、この司法制度改革の推進というのがここに位置付けるということでもいいのかどうか、どうしてここに入ってくるのか、ここの「基本法制の維持及び整備」というところに。何か説明があれば教えてほしいのですが。

松下室長：司法法制部からお答えできますでしょうか。

司法法制部：「司法制度改革の推進」というのを別立てにするかどうかということによろしいでしょうか。

六車委員：別立てというよりもですね、「司法制度改革の推進」ということは、「基本法制の維持及び整備」というところにすぼんと入るものなのかと思ったのです。というのは、1の方がその見出しと同じローマ数字と政策1が同じことで基本制度の維持及び整備というのが、割とはっきりしていると思うのですが、そこにいろんなものが入ってくる司法制度改革というのが入ってくるのはここが一番いいのかと思ったのですが、どうしてここに入ったのか教えていただきたい。

司法法制部：確かに御指摘のとおり、座りがあまり良くないという感じが無いわけでもないのですが、司法制度改革については、民事、刑事その他ADRも含めまして、司法制度全体の問題と言いますか、その整備をするという趣旨からしますと、分類として総論として一番最初の「基本法制の維持及び整備」に入れさせていただいたところではありますが、確かに委員のおっしゃるとおりちょっと座りが悪いところもそうだと思いますので、その点は今後引き続き検討させていただければと思います。

六車委員：ありがとうございます。

立石座長：他にありますか。どうぞ。

田辺委員：3つほど申したいと思います。今後の体系について、政策1という形があって、その下に施策1というところで評価が関係しますけれど、そのときに、施策が例えば事前に設定した数値目標が達成できたのか否かというような判断の単位になるのか、それとももっと大きな、それを踏まえた上でさらに政策が見えてくるような司法制度改革の全体について推進した

か否かというみたいな2段階評価するのか、それとも1段階評価で終わって上位のところに関しては特に従来のと同じようにやらないのかということをお聞きしたいのが1点でございます。

次に、2点目は、政策体系が、そんなに長期ではないと思うのですが、予算とリンクしていなければ書けないという最大のややこしい問題を引き起こす可能性があると思うのですが、予算がどこかに組み込まれるという問題ではあるかと思うのですけれども。だったらということで、最後のところだと思うのですけれども、「法務行政の円滑かつ効率的な運営」ということで事務対事務の運営に関する項目が1つ建てているんだと思うのですが、例えばこういう区切りと、の政策1の施策2のところの「検察権行使を支える事務の適正な運営」というところで、これは検察庁ということで特出ししているのかもしれませんが、間接経費的なところは全部政策7のところを集めるという構成になっているのかということをお伺いしたいのが2点目。予算を実際に執行しているところは本当にこれで行くのということで試行実験をやってみて、そんなに間違いがなかったのかなと思います。

の政策2の「矯正処遇の実施」の施策3の「民間開放の推進」というので、おそらくPFIとか民間委託等の項目が入っているだろうと思うのですが、PFIとか民間委託等に関しては対国民で出てきている施策ではなくて、事務運営の中で効率化するという側面を持っている施策でありますので、むしろ合理化という中で出てきている施策であるわけでした、の方が予算上もいいような気がします。個人的にはこの位置に掲げてあることに興味がありますけれども、ここだけ特出しして何か予算が付きやすいとか何かあるのでしょうか。今の3点目の質問になります。

立石座長：3点ばかり質問がありましたけれども。

松下室長：それでは、政策評価企画室からお答えしたいと思います。訂正等あれば補足していただきたく思います。

まず1つ目の質問でございまして、施策と政策とそれぞれ上位のものとの関係をどのように評価していくのかということだと思っておりますけれども、基本的には評価のスタイルは今後も同じ形でしていくつもりでございまして、今、評価の対象としているのは事務事業で、目標にかなう形で実施されているかどうかということで評価している訳でございますけれども、施策はあくまでも上の政策の目標の下に行われているものという整理ですので、施策の目標が達成できていけば、それは政策の目標にかなうものであるという整理で今のところは考えているところでございます。それが1点目でございます。

2点目が予算とリンクする可能性があるとのことですが、将来においては予算要求もこの政策体系にある政策、施策に基づいてやっていくという方向性を前提として、当省といたしましても予算担当部署と協議を重ねて作っているものでございます。実際、実験をしてみたのかというお尋ねでしたが、実験ということは具体的にありませんけれども、予算要求していく上で当省の施策、政策がすべて盛り込まれているかどうかという観点からの検討は行ったものでございます。

そして、検察庁の関係で1ページの下の方ですが、の政策1の施策2「検察権行使を支える事務の適正な運営」、これが特出ししているのはなぜかということでしたけれども、これに関しましては、おっしゃるとおり、検察庁のことであるということと特出ししているということもございまして、政策評価の対象となっている事務事業がこういう形で書かないと具体的に明らかにならないということもございまして、通訳の適正な確保ですとか被害者等通知制度の

適切な運用，検察広報の積極的な推進というテーマがございますけれども，これらは政策評価の対象となっておりまして，「適正迅速な検察権の行使」の施策1だけの方に集約するのも適当ではないということもございましたので，それを明示するという観点から別に書かせていただいたということでございます。

3つ目の御指摘ですが，矯正関係で，民間開放の推進をここに特出ししているのはどうしてなのかということだったと思いますが，御指摘のとおり矯正だけではなくて，PFIはともかくとして，アウトソーシングについては全府省において推進するということでやっている訳なのですが，ただこの点を矯正だけの特出ししているのは，アウトソーシングは基本的には効率化，合理化とかそういったところがメインのテーマとなりますが，矯正に関しましては，目標のところをご覧いただきまして，2ページの 政策2 施策3の「民間開放の推進」ですが，目標として「民間開放を推進することにより，職員の勤務負担の軽減を図り，被収容者処遇の質を向上させる。」ということで，実際非常に過剰収容の現状があって職員の負担も重くなっているという，そういうことで処遇の質を向上させるという特別な意味がありまして，単なる合理化，効率化を目的にしている訳ではないので，特出しするというので整理をしてみたということでございます。今の説明に補足することはございますか。よろしいですか。以上でございますが，いかがでございますでしょうか。

立石座長：よろしゅうございますか。ありがとうございます。法務省の政策体系について，御意見，他にございますでしょうか。私自身の印象をちょっと述べさせていただきたいと思うのですが，政策体系として盛り込まれた要素としては，私は大変新しい，的を射たものができるという印象を持っております。それから政策評価の項目立てを見ましても，それを現状と比較しても，ずいぶん分かりやすく整理しているかなと思います。ただ，今先生からいろいろと御指摘がございましたので，そのあたりを取り入れながら，策定までもう一度見直していただくということで進めていただければと思います。その他何かあれば。どうぞ。

前田委員：法務省の基本的な方針といいますか骨組みをここに入れ込まなければと思うのですが，私もまったく異存はないのですが，一つだけ，局によっては新しい課題にヒッティングして動きつつあるところがあって，その新しさみたいなものがもうちょっと出ていてもいいのかなという感じがするんです。予算と結びついて法務省の仕事として骨組みがこうなっているところはこれでまったく問題はないのですが，目標のところ，例えば矯正，保護なんかの新しい方向，方針を掲げたり，これは保護としてやるべきことはきっちり書いてあるのですけれども，少し変えていこうというのがあるとすると，そういうものが政策評価に入ってくると評価しやすいといいますか，法務省のイメージとしてもいいのではないのかという感じがします。抽象的で申し訳ないのですが。質問ではございませんので。

立石座長：何かコメントありますでしょうか。

松下室長：ありがとうございます。その旨検討させていただきたいと思います。

立石座長：この件に関しては，他にないように思われますので，次の件に移りたいと思います。いずれも8月末までには新しいものを提示していただくということでよろしく願います。

続きまして，資料5の「平成17年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」の検討を始めたいと思います。進め方としましては，政策評価は事業評価方式，実績評価方式，総合評価方式の3つの評価方式を採用しておりますので，評価方式ごとに，御質問，御意見を伺ってまいりたいと思います。

始めに、3つの評価方式のうちの1つでございます事業評価方式を使用する政策に関する平成17年度の事後評価について、事務局から、その概要を説明願います。ページで言いますと1ページ目からでございます。

深石補佐官：それではまず、報告書1ページの「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」をご覧ください。本調査研究は、行刑施設の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめることを目的にしまして総合的研究を実施したものでございますけれども、処遇の現状を総合的に分析し、非常に価値の高いデータが得られておりまして、その成果の一部は平成16年版犯罪白書にも掲載するなど、実務レベルでも学問的レベルでも極めて価値の高い、有意義な研究であったと評価しております。

続きまして、報告書3ページの「保護司の活動実態と意識に関する総合的研究」をご覧ください。本研究においては、現在保護司が抱えている様々な状況について調査を行い、その結果、今後の保護司の活動や保護司制度の在り方そのものを検討する上で、有用な資料が得られており、有意義な研究であったと評価しております。なお、この研究は、平成17年度から平成18年度の2か年計画としておりましたけれども、平成17年度において、研究の目的を概ね達成したため、今回、本研究の評価を行っております。

立石座長：それでは皆様の方から何かありますでしょうか。

田辺委員：事後のこの種の調査研究の評価なんですけれども、例えば5ページのところをご覧くださいと、必要性、効率性、有効性と一般的な効果ということで書かれていますけれども、単なる調査研究でありますので、普通、すべて書く必要はないのではないかと思います。つまり、この調査研究において、ここまで明らかにしようと思うなら、どこまで明らかにできたのかということに記載しておけばよろしいのではないのでしょうか。あとの効率性とか、事後から見た必要性とかいうところは、なかなか、釈明という感じがしますので、無理に3つの評価の観点というのを書き込まなくても支障がないのではないかと思います。

立石座長：今の御指摘いかがですか。

松下室長：今の先生の御指摘は、評価するにあたって、必要性とか効率性とか有効性とかは評価することになっておりますけれども、このような調査研究については、形式的な評価をしないでむしろ、調査研究の結果明らかにしたいと思ったことができたかどうかといった観点を中心に書くべきではないかという御指摘と理解してよろしいでしょうか。評価書の書き方の問題ですので、法総研の方で検討するというところでいかがでしょうか。

法務総合研究所：法総研でございますが、今の御指摘を踏まえてこの評価方法、表現方法については考えたいと思っております。なお、この必要性、効率性、有効性というのは、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」で、この3つの観点で評価をすることになっており、これに従い評価をし、記載をしたということでございます。

立石座長：はいどうぞ。

前田委員：法総研についてですが、事後評価をするときに、中身はこれで問題ないと思うのですが、その成果が我々の世界だと、こういう研究をしたという成果物がどこにどういうふうに掲載したかという、白書に一部載ったということは勉強させていただいたのですが、どこかにまとめて、保護司さんの調査研究をしたというまとまったデータが載った部分とかを示していただけがあればありがたいので、それが研究会を開いたということだけならそれでもいいのですが、おそらく、これだけ調べられて調査研究されて、アンケート調査結果があるわけですから、そ

れの所在を明記していただければありがたいと思います。

立石座長：今の御指摘について。

松下室長：評価手法のところをご覧いただきたいと思いますが、2ページでございます。評価結果についてはホームページに掲載されておりますが、具体的な研究成果がどこにあるかということについては具体的に明示しておりませんので、その点について検討させていただきたいと思います。

立石座長：ほかにいかがでございましょう。

寺尾委員：つまらないことなんですけれども、2つの事業について、評価のところに、必要性、有効性、効率性のところに「いずれも適正であり、本件研究を実施すべきである。」と書いてありますよね。これは実施をして良かったという話ではないのでしょうか。事前ではなく事後評価なので。「すべきである」ではなく「すべきであった」という表現にしないとおかしくないでしょうか。

松下室長：すみません。この点については分かりづらい内容であったかもしれませんが、今御指摘のあった部分につきましては、事前評価の項目になりまして、今やっている事業評価方式は、まず事前評価をやって、実際行った後事後に評価をするというサンドイッチ方式でございまして、事前評価がこうでしたと御紹介した後、実際に研究してみて、事後このような評価ですという形になっております。

寺尾委員：分かりました。

深石補佐官：評価書を今後はもっと分かりやすい記載をするよう工夫したいと思います。

立石座長：それでは、次に進みたいと思います。6ページから137ページまでの、3つの評価方式のうちの2つ目である「実績評価方式を使用する政策」に移りたいと思います。「法務省事後評価の実施に関する計画」に規定されております、「(1)国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」「(2)法秩序の維持(刑事・治安の面から)」「(3)出入国の適正な管理」「(4)国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」「(5)すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の分野ごとに事務局から説明し、その後、委員の方々から御意見等を伺いたいと思います。それでは、まず6ページから32ページまでの「(1)国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」について、事務局から、評価の概要を説明願います。

深石補佐官：それでは、実績評価についての説明をさせていただきます。この実績評価につきましては、合計で33本の評価書がございますので、各分野ごとに分けましても全部ということになりますと非常に時間もかかるということになりますので、今回は指標の目標値を達成していない政策を中心に説明させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

まず、報告書の6ページの「登記事務のコンピュータ化」をご覧ください。もし、私の説明と報告書のページが違っておりましたら、御指摘いただければと思います。この施策につきましては、「登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が、登記所に出向くことなく、登記情報にアクセスすることができ、また、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。」ということを基本目標としまして、平成19年度末を目途に全国の登記所の登記情報の電子化を完了することを目標に取組を進めております。平成17年度末現



在では、商業・法人登記については、電子化完了率が98%となりおおむね電子化を完了したといえますが、不動産登記については、電子化完了率が86%となっており、指標1の目標値を達成していません。しかし、直近2年間で見ますと、年間約8%ずつの移行実績がありますので、これを維持すれば、平成19年度末に登記情報の電子化が完了する見込みであります。いずれも目標達成に向けて、順調に進捗しているといえると思います。

続きまして、報告書17ページの「人権侵犯事件の適正な調査・対応」をご覧ください。この施策につきましては、「人権侵害による被害が救済され、予防される。」ということの基本目標としまして、女性及び子どもに対する人権侵犯事件への取組とインターネット上における人権侵犯事件への取組を強化して、取扱件数を対前年増とすることを目標に取組を進めております。17年度における実績では、達成目標2の指標であります「子どもに対する人権侵犯事件の取扱件数」について目標を達成することができませんでしたが、他の2つの指標においては目標を達成しており、重点的な取組として挙げております3つのうちの2つの目標を達成したということで、この施策は十分とはいえないかもしれませんが、おおむね有効ということで考えました。

この分類の最後になりますけれども、報告書21ページの「人権相談の充実」をご覧ください。この施策は、「人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。」ということの基本目標としまして、女性、子ども、外国人の相談件数を前年より増加させることを目標に取組を進めております。その結果、3つの指標のうち、達成目標1の指標である「女性の人権ホットラインにおける相談件数」と達成目標3の指標である「外国人のための人権相談所における相談件数」の2つの指標で目標値を達成できませんでした。もう一つの子どもについては、達成ということですが、部分的には有効であったと言えると思うのですが、全体としては十分に有効であったとは認められないと評価しています。今後は、未達成の目標については、原因分析を行い、それらを基にして、より一層相談しやすい環境の構築に努力して参りたいと考えています。以上でございます。

立石座長：ただいま6ページから32ページまでの「(1)国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的な人権の擁護」について、事務局から、評価の概要を説明いただきました。大変に項目が多いので、指標の目標値を達成していない政策を中心に説明がございました。この6ページから32ページの範囲で皆様方から御意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。

田辺委員：2点ございます。1つは、債権管理回収業の目標でございます。苦情率等を挙げてはいるんですが、他方でこれは、苦情の申し立て件数ですので営業している会社の特定の会社に苦情が集中しますと、あまり意味がないような気がするんですけども、そこら辺はどうなっているんでしょうかというのが、一点目の質問でございます。それから、2点目ですが、人権相談と人権侵犯事件の適正な調査・対応ということなんですが、17ページのところは、人権侵犯事件への調査・対応ということで、21ページ以降のところは、相談に関する話なんですけれども、これを見ても、子どもに対する人権侵犯事件については、数だけは減っていると、他方、相談については、増えているということなので、すごく簡単にいうならば、相談が人権侵犯事件の方へ全然結びついていないんじゃないかということを感じて読むとそんなことを感じるんですが、その辺の状況はどうなっているのかというのが2番目の質問でございます。

立石座長：いかがでしょうか。

松下室長：1番目の点については、司法法制部からお願いします。

司法法制部：司法法制部でございます。苦情を申し立てられている会社が、特定の会社集中しているかどうかという質問でございましたが、比較的多い会社と少ない会社ともちろん分類できると思われませんが、多い会社であっても年に数件でございまして、際立って特定の会社に集中しているという現状ではございません。以上です。

松下室長：2番目の点については、人権擁護局からお願いします。

人権擁護局：人権擁護局でございます。女性の人権に関する相談件数・子どもに関する人権の相談件数とそれに関する人権侵害事件数の関係でございますけれども、まず、ご指摘の点のうち相談のことであります。この相談事件数というのは、まず22ページの下の方の表は、「女性の人権ホットライン」における相談件数でございます。23ページの上の表が、「子どもの人権110番」における相談件数でございます。そして、これ以外に法務局・地方法務局においては、通常の人権相談を一般的に受け付けております。この表は、一般の相談以外に特に女性の人権で何かありませんか、あるいは、子どもの人権で何かありませんかということの広報に努めて、それとは別に特に女性の問題、子どもの問題に関して、これだけの相談件数があったということでもあります。そのため、子どもの人権110番や女性の人権ホットラインにおける相談件数と人権侵害数とは直接には、リンクする関係にないと思われましても、子どもの人権110番における相談件数が増えているのに、人権侵害が減っているとか、なかなか説明の難しいところもございます。やはり、相談件数が増えれば、侵害事件数も増えるという関係が自然だと考えられますので、さらに相談件数の中に、本来、人権侵害事件として、掘り起こすべき事件がなかったか、さらに反省するなどして、今後の対応に努めたいと考えています。以上です。

立石座長：よろしいですか。はい、どうぞ。

寺尾委員：今話題になりました相談の問題と人権侵害事件のことなんですが、人権侵害事件の取扱件数と書いてあるんですけども、どういうものを人権侵害事件というんでしょうか、相談があってそれなりの対応をすること、人権擁護局の人権擁護委員がそれなりの対応をすることになったものを全部人権侵害事件と呼んでおられるのでしょうか。また、取扱件数というのは、結局はどういう解決が行われているものを指すのか、その辺のところは数だけの問題じゃないと思うんですね、その辺り気になりました。人権の相談についても、相談した数が増えたか減ったかだけで評価するのは、十分ではない気がします。もちろん全体の数を把握するのは難しいわけですけども、例えば被害件数が減っているのであれば、相談件数が減っても、それ自身目標を達成できなかったということにはならないんだろうと思います。単に数だけをフォローしているだけだと、浅薄に目標をとらえているような印象を受けてしまいます。なかなか難しい問題だと思いますが、中身がもう少し把握できるように、あるいは、報告書を読んだ人がそれなりにそこを感じられるような分析の仕方や書き方が必要かなと思います。例えば、ちょっと細かいことになりましても、相談件数について「強制・強要」という被害の分類が、女性を被害者とするもの、人権侵害事件の方でも使われてますし、人権ホットラインにおける相談件数でも使われていますけれども、普通の素人が読むと「強制・強要」とは具体的にどういうことがそれにあたるのか、またそれが、女性に特有なそれはどのようなことなのかということが、これだけでは分かりにくいと思います。一般の人が読んで分かるように工夫が

必要だと思えます。少し難しいことを求めるようですが女性の人権の問題にしても、子どもの人権の問題にしても、取り組んでいるのは、法務省の人権擁護局だけではないわけで、いろいろなところが取り組んでいると思えます。例えば、DVの関係では、自治体もいろいろな取組をしておりますし、NGOもいろんなことをやっております。そういうところと連携して、全体との関係で法務省はどのようなところに位置づけられていて、どのような役割を果たしているといった視点で自己評価することも必要なんじゃないかという感じがいたします。単に件数で評価していると、法務省は問題を数だけで無機的にとらえているという印象を与えかねないので、今後の課題として御検討頂ければと思います。

立石座長：それでは、人権擁護局どうぞ。

人権擁護局：人権擁護局でございます。まず、人権相談と人権侵犯事件の関係というか、どういう流れで、進むのかということでありませけれども、大雑把に説明いたしますけれども、年間に人権相談というのは、約30万件程度でございます。それに対して、人権侵犯事件数、処理ベースで見ますとその一割弱2万件から3万件程度でございます。人権相談、これは、法務局・地方法務局あるいは、市町村などの公共施設やデパート、あるいは、人権擁護委員の方々、こういったところで人権相談を受けまして、このうち人権相談を人権侵犯事件として認知して切り替えるということがあったり、あるいは、相談したことについて、他の官公署・その他の関係機関に通報して、連絡してその解決に尽力するとか、あるいは、裁判ということであれば、場合によっては、財団法人の法律扶助協会へ紹介する。あるいは、法的な助言を与えるというようなことを行っております。それで、人権侵犯事件として切り替えるべきものというのは、相談を受けてこれは、人権侵害が発生している、あるいは、そのおそれがあるという場合など事件の切迫性あるいは、重大性、その相談者の意向等を勘案して、人権侵犯事件に切り替えているということでもあります。そして、人権侵犯事件の取扱ということの意味でありますけれども、当局では、人権侵犯事件として調査を開始した時点での件数を、その時点でいったんカウントし、さらに終局的な処理を行った時点でカウントして、人権侵犯事件数の取扱状況を把握しているということでもあります。また、人権侵犯事件の調査、あるいは、相談活動の中での、他の機関との関係などでありませけれども、人権侵犯事件調査処理に関する規程上、こういった関係機関とは、連携をより図りなさいと定められておりまして、例えば、子どもの人権の関係でいいますと、児童相談所などは、中央では、厚生労働省が主催します児童虐待対策協議会あるいは、地方では、児童虐待防止対策ネットワーク協議会に、人権相談機関も参加して、そういった連携強化を図っておりますし、現に人権相談があつて、児童虐待の関係であれば、児童相談所と連携して、調査・救済活動を実施するというのを度々行っているところであります。こういった活動が評価の関係で、人権相談数とか、人権侵犯事件数とかの数的なことで把握していることの是非に関する御意見を承りまして、実効的に人権侵害が救済されたとか、その予防がされたとかというような効果をどのような指標で図っていったらいいのかということは、我々も頭を悩ましているところでございまして、この点について今後更に検討を続けて参りたいと考えているところでございます。以上です。

立石座長：よろしいでしょうか。確かにいろんなところが絡んでますし、いろんな側面でとらえる必要もあり大変だと思えますが、ご指摘のとおりもう少し分かりやすい形で、国民に誤解を与えないような、あるいは、正しく理解できるような数値の出し方をしてもらいたいと思えます。寺尾先生何かありますか。

寺尾委員：法務省がやっていることの独自性がどういうところにあるのかが、分かりやすいような形で、他の機関の活動とリンクさせて評価していけると説得性も増すと思います。それが件数になって現れてきてもいいんですけども、そうすると件数の出し方ということにもなるかと思いますが。実際自分達でなさっていることをご自分達で分析して、お考えいただければと思います。

立石座長：いままでのところで、どうぞ。はい、川端先生。

川端委員：今の話に関連するんですが、外国人のための人権相談件数というのはあるんですけども、外国人に対する人権侵犯事件という数がのっていないんです。他は、人権侵犯事件数と人権相談とをいわば対比することによって、相談がどれ位有効に機能しているかどうかというのは、ある程度考えることもできるんですけども、この点は、どういう関係になっているのでしょうか。そちらでは把握されていませんか。

立石座長：いかがでございますか、人権擁護局。

人権擁護局：人権擁護局でございます。人権相談の施策の分析と人権侵犯の施策の分析の関係が対象を若干ずらした関係で、うまくリンクしていないというご指摘、誠にごもっともかと思えますけれども、今、外国人の事件の具体的な数字が直ちに出る状況ではございませんが、例えば、外国人の方々から、入居差別とか就職差別の相談がございまして、そういった場合には、人権侵犯事件として調査・救済活動を実施しています。手元には正確な数字はございませんが、相談があったうちの相当件数を人権侵犯事件として調査を開始し、終局的な処理を行っているということでございます。

立石座長：よろしいでしょうか。

川端委員：はい、9ページからの外国法事務弁護士の増加の施策ですけれども、11ページの現登録者の数を見れば、ある意味で需要が満たされてきて、増加数が横ばいになる傾向が見えてきたのかなと思います。特に、17年度は雇用の自由化という大きな変革をしたにもかかわらず、実際にはそれ程、数が増えていないので、そういう意味での参入障壁が強かったわけではないということが見えてきたのかなという感じがしないでもないんです。その意味で、外国法事務弁護士の数というのも、これからは、ある意味で国内外のニーズに応じて自然に増減する時代になるのかもしれないという気もするんですね。そうすると単純に前年比の対前年度増を目標としていくことが、今後も適切であるかどうかというのは、そろそろ検討し直してもいいのかなと思います。それよりもむしろ承認事務のところ、承認申請した人39人に対して、承認された人34人ですから、この承認をされなかった理由が、もちろん正当な理由があるんだと思いますけれども、もし、そこが、きつくしぼりすぎであれば問題になるでしょうし、あるいは、承認までの期間がかかりすぎなのであれば、また、問題になると思います。これからは、外国法事務弁護士の施策にとって、むしろこういう事項が重要な指標になってきはしないかなという気もするので、その辺について、検討していただきたいというのが一点です。それから、これは、また別の項目ですけども、債権回収業の監督の件で、17年度は行政処分の件数はゼロということになっておりますけれども、確か本年度行政処分がなされた例があるんじゃないかと思いますが、その例につきましては、17年度中に苦情の対象となっていたのかどうかということをお教えいただきたいと思います。以上、2点です。

立石座長：はい、どうぞ。

司法法制部：司法法制部でございます。外国法事務弁護士の関係でございますが、委員御指摘

のとおり、申請者数につきましては、ニーズとか経済情勢とか、いろんな要素が加味して、今のところは安定しているということなんでしょうと思います。それから、承認申請者39に対して承認34となっておりますのは、年度をまたいで、翌18年度になって承認するとか継続している案件でございます、その意味での数字のずれということでございます。債権回収業の件につきましては、今、委員ご指摘のとおり、18年度になりまして行政処分を1件発した例がございます。その会社について苦情がないわけではなかったんですが、特段他の会社に比して多かったということではございませんし、今回、行政処分の関係で問題になったことに関連する苦情があったわけでもございません。以上です。

○立石座長：よろしいでしょうか。どうぞ、六車委員。

○六車委員：また人権擁護局になって恐縮なんですけれども、申し上げたいことは寺尾先生にほとんど言われてしまった感じなんですけれども、ほとんど同じ気持ちでございました。付け加えるとしたらですね、18ページの下の方では、印があって、人権侵犯事件の処理件数という言葉が使われているんですが、19ページの評価結果のところを見るとですね、最後から2番目の段落で、「以上の結果」というところですが、子供に対する人権侵犯の取扱件数という言葉になっておりまして、これ書かれた方とか対応している方がですね、自分の家族がこういう事件に巻き込まれたりしてですね、侵犯事件ということになったときに、「処理する」という言葉を使われてどう思うのかということなんです、お聞きしたいのは、法律に言葉があって止むを得ず使っておられるのか、でも取扱という言葉も使っているとするとそうでもないのか、この18ページの「評価の内容」というところの平成16年4月1日施行の「人権侵犯事件調査処理規程」という言葉があるんですけれども、例えば、今日の最初にありました政策体系の中に裁判外紛争解決手続という言葉があって、色んな分野で「処理」という言葉を止めようとしているのではないかと思うんですが、こういうところで、僕は引がかかるんですけども、他の委員の方がそうでもなければ私だけの意見ということで、全体として、そうじゃなくて「対応」とか、ここにあるような「取扱」とか、どうして優しい言葉が使えないのかという気がしまして、法律上こういう法律があって使わなくてはならないという、そういう場面も他にありますので、それなら法律変えなくてはいけないわけですけど、こういうちょっとした言葉の使い方でずいぶん同じ統計でも感じが変わるんじゃないかなと、寺尾先生に付け加えるとすれば、そんな感じが、印象だけなんですけれども、何かお答えを求めるとは訳ではないんですが、一言言わせていただきました。

○立石座長：私もそのように思うんですけどね。

○松下室長：はい。検討させていただきたいと思います。確かに、「処理」という言葉は冷たい響きがあるという御指摘は前にも受けたことがあったと記憶しておりますので、その点、指標と処理件数という言い方との違いもございまして、その点も含めまして検討させていただきたいと思います。

○立石座長：よろしく申し上げます。次に進みたいと思います。次は、33ページから100ページまでの「法秩序の維持」、それから「出入国の公正な管理」について、事務局から評価の概要を御説明願います。

○深石補佐官：はい。それでは、まず報告書33ページの「被害者等通知制度の適切な運用」をご覧ください。この施策につきましては、指標、目標値等を記載をしておりますけれども、これは、個々の事件の性質によっては、関係者の名誉、プライバシーの保護及び捜査・公判の

円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合など、通知をすることが相当でない認められる事由があるときは、通知を行わないこともありますので、希望する人たちすべてについて通知することは不可能であるため、あらかじめ目標を定めて、その達成状況を分析するという方式になじまないという事情によるものでございます。

ここでは、「通知希望者数」であるとか「延べ通知者数」、「延べ通知件数」、「通知希望はありましたが通知しなかった場合の人数とその理由」などを分析し、有効性が認められるという評価を行っております。

続きまして、42ページの「矯正職員に対する研修の充実強化」をご覧願います。この施策につきましては、「受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。」を基本目標としまして、民間プログラムによる研修実施のためのインストラクター育成の拡充、行刑施設における受講職員数の拡大、ロールプレイング等を活用した自庁研修を実施したところ、インストラクター育成人数は前年度比120%、受講者数は前年度比193%で目標を達成しております。自庁研修につきましても、本年度に実施が持ち越された施設も1つありましたが、ここが17年度末時点で指標2が未達成という部分で、今回説明させていただいているところでございますけれども、その施設につきましても、本年5月に研修を実施しており、現在では全ての矯正施設で研修を実施することができていることから、有効性、効率性が認められる施策であると評価しております。

続きまして、報告書45ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」をご覧願います。この施策につきましては、「受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。」ということを基本目標としまして、受刑者に広く職業訓練の機会を与え、職業に必要な知識・技能を修得させたところ、平成17年度における実績としましては、受講率については、0.1ポイント下がり、目標は未達成ということになりましたけれども、受刑者数そのものが平成16年度と比べまして約3,600人も増えるなど、過剰収容が続く中でのわずかな減少であり、他の目標値をすべて達成していることから、総じて有効な施策であると評価しております。

続きまして、報告書55ページの「行刑施設における過剰収容の緩和」をご覧願います。この施策につきましては、「行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。」ということを基本目標としまして、行刑施設において、収容能力拡充のための整備を促進したところ、平成17年度末現在の実績では、指標である収容率が、101.4%から102.2%に0.8%増加し、目標未達成ということになりました。ただ、天候などによる工事遅延がなければ、5.8%の収容率の減少が見込まれていたところでございますので、本施策につきましては、過剰収容の緩和に有効であったと評価いたしました。

次に、報告書60ページの「行刑行政の透明性の確保」をご覧願います。この政策につきましては、「行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。」ということを基本目標としまして、公表・公開する行刑関連情報、一般市民を含む施設見学、広報の機会の数を増やし、また、民間外部協力者等が行刑施設の活動に協力・参加する機会を増やすよう取り組みましたところ、平成17年度における実績では、民間外部協力者の協力・参加の機会については、篤志面接委員による面接指導、教誨師による教誨の数ともやや減少したものの、おおむね昨年同様の水準を維持できたことから、本施策については有

効であるものと評価いたしました。

この分野の最後になります。報告書69ページの「更生保護活動の推進」をご覧ください。この政策につきましては、「保護司制度がより活性化される」ということを基本目標としまして、保護司の充足率、保護司の平均年齢、保護司に占める女性保護司の割合、保護司に対する研修実施状況を指標としまして、活性化に取り組んでまいりましたけれども、平成17年度の実績では、保護司の定年制の影響か、保護司の充足率につきまして、対前年増といった目標値を達成することができませんでした。ただ、その他の目標値、平均年齢が下がったということや女性保護司の割合、研修の実施状況は、すべて目標値を達成しており、おおむね有効であったと評価しています。以上でございます。

立石座長：はい、ありがとうございます。今までの、33から100ページまでの項目で、皆様方から何かございますでしょうか。どうぞ。

- 前田委員：今ご説明のあった矯正の過剰収容の目標達成しなくても有効だったというのは、ご指摘のとおりだと思うんですが、一つ気になるのはですね、この方向性で進むこと自体は全く異存はないんですが、最後の57ページのところで、近年の収容人員の推移は隣の表のとおりであり、引き続き同施策を実施していくということなんですが、100%であれば過剰収容であって、90%であっても私は過剰収容だと思うんで、このまま進めていくというのはいいんですが、収容人員の推移は、遠からずがくっと変わると思うんですね。現に裁判所に来る人員、それから裁判所における特に重要な犯罪の数が減ってきているということを見ると、このままのトレンドで増え続ける施策を採り続けるというのが、ある意味では合理性がないというか、私は矯正にもっともっと予算を付けていくということには賛成なんですが、この議論の中で、少年院の問題とか少年刑務所の施策とか、そういうところにある程度振り向けていくと言いますか、余裕があればもちろん大人の刑務所の割合をもっと増やしていくというのもあると思うんですが、そういう視点を少し頭に入れていただいた方がいいと思うんですね。少年院の過剰収容問題というのは、数は少ないですが、国全体で見ますと、少年犯罪をどうするかというのは非常に大きな施策のはずで、それで、少年院の存在っていうのは非常に重要だし、世界に冠たる組織だと思っているんですよ。その再犯率20数%、高いと言う人もいるかもしれませんが、異様に低いと思うんです。非常にうまく行っている。そのこのところをもう少し手当てできないのかと。同じく過剰収容なんだけれども、全体として数の多い刑務所の方を増やすという方向に行っているわけですが、刑務所を増やすニーズは、おそらく来年あたりからトレンドは変わるんじゃないかと。その中で、少年の方にもう少し矯正の力を向けていただけないだろうか。今回の評価としてはこれで、評価自体はこのとおりだと思うんですが、発言させていただいたところでございます。

- 立石座長：今の意見について、いかがでしょうか。

- 矯正局：矯正局でございます。前田先生ご指摘についてですが、当局としましても、今の増加傾向がずっとこのまま永遠に続くということを考えているわけではございませんでして、収容状況につきましては、当面、今現在、受刑者については115～116%でしょうか、全体で見ましても、未決を含めましても100%を超えているという状況を何とか対処していかなければならないということで、当面は、100%切ることを目標とした色々な施策を推進しているところでございます。少年施設については、収容動向が若干成人と違いまして、少し減少傾向に入っております。目の前の行刑施設の過剰収容への対策、これをどうしても優先しなけ

ればならないという事情がございますので、先生のご指摘も踏まえまして、これからまた、少年施設を含めて施策をどう展開していくかということを考えてみたいと思います。

○立石座長：他にいかがでございますか。

○山根委員：60ページ、61ページのところの「行刑行政の透明性の確保」ということで、広報を目的に、見学の回数ですとか色々出ておりますけど、私は川崎に住んでるんですが、地元の方で年に一度矯正展というのがありまして、矯正施設関係の施設のパネル展示がありました。被収容者が作った家具ですとか、色々そういったものの展示販売などをやっているようなんですね。毎年チラシが入ってきてるんですが、そういったことが全国的になされているのであれば、矯正施設の透明化とか理解促進のためにとても有効に働いているのではないかと思われるので、そういったものの回数であるとか内容であるとかも、ここに当てはまるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○立石座長：いかがですか。

○矯正局：61ページの広報を目的とした施設見学の実施状況につきましては、確かに、ご指摘のとおり、矯正展の入場者数は入っておりません。どうしてもですね、矯正展と申しますと、もちろん矯正行政についての現状を理解してもらうという目的もございますが、刑務作業製品の展示即売というのをも併せて実施しているものです。したがって、入場者数につきましては、全国の行刑施設で行っていますので相当数になるうかと思うんですが、実際、パネルをご覧になるためにお越しになったのか、刑務作業製品をご覧いただくためにおいでいただいたのか、なかなか分かりませんし、そこを含めてしまいますと、本来の広報を目的とした新しい施策についての状況が見えにくくなってしまうということもございますので、ここからは外しております。

○山根委員：分かりましたけれども、ただ、一般の我々と、法務省とか行刑がつながるところでもありますので、できればこういうところにも反映できればと考えます。

○立石座長：その他いかがでございますでしょうか。はい、六車委員。

○六車委員：今のすぐ後の61ページの下のところにある、篤志面接委員による面接指導状況なんですけど、どうしてもこういうのは、委員の数とか、面接した数ということぐらいしか出てこないんだと思うんですけど、要するに、その方たちのおかげで、どういう風変わったのかとか、どういう風に良くなったのかですね、何らかの指標化はできないのかと。すぐじゃなくていいと思うんですけど。それと、今日、たまたまここに来る前にインターネットを見てましたら、姫路の少年刑務所には、103歳の篤志面接委員の方がいて、フルに働いてらっしゃる。御高齢ですので、ごく直前のことまで分かりませんが、その方は、これまでに施設内で3,000人ぐらい、出た後の生活相談を受けてるっていう風に、写真で見る限りものすごくお元気そうなんですけど、まあ例えばそういう風に、篤志面接委員が相談相手になるというのは、すごく再犯の防止というか、そういう面でも、見えないところでものすごく我々の社会のために役に立っていただいている人がいるんだなと思いました。すぐには無理かもしれませんが、何らかの指標を出すことによって、そういう人たちにも報いるというか、お陰様でこういう風に良くなりましたとか、そういうことができたらいいなと思ひまして、一言言わせていただきました。

○立石座長：ありがとうございます。今の御意見にコメントはございますか。

○松下室長：では、今の点について矯正局から。



○矯正局：先生もお分かりのとおりかと思いますが、この辺どういう効果が生じているのか、民間協力者、篤志面接委員とか教諭師ですね、その他にも最近はゲストスピーカーとか様々な民間協力者にご協力いただいておりますけど、その方々による、処遇に対する関与が、実際にどういった効果を生んでいるのかというのは、これを数値的に確かめるというのは非常に難しいところでございます、もちろん個々の被収容者に対する、例えば感想文だとか、出所時の感想文だとかを、色んなところで、断片的には、「大変役に立った。」とか「先生の一言がじーんときた。」とかですね、色んなところで、効果と思われるものはあるんですけど、これをどう表していくのかというのも難しいところがございます。なお研究したいと思います。

○六車委員：ありがとうございます。

○立石座長：よろしいでしょうか。それでは、100ページまでの項目はこれで終わらせていただきます。次は残りの部分、時間の関係で一括して進めさせていただきます。引き続きまして101ページから137ページまで、これは「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」、「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」について、そして最後の138ページから152ページまでの、3つの評価方式のうちの最後の1つでございます「総合評価方式を使用する政策」について事務局から説明いただき、その後、御意見を伺いたいと思います。それでは事務局よろしくをお願いします。

○深石補佐官：それでは、報告書101ページの「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」をご覧ください。この施策につきましては、平成17年度にあった第1審判決のうち、提訴から判決言い渡しまでの期間が2年以内のもの割合が83.5%でありまして、100%という目標については未達成となりました。しかし、過去2年間の達成率を見ますと、年平均6%程度上昇しておりますし、この評価の評価総括年次である平成20年度までにあと3年あるということもございますので、達成目標の実現に向けて順調に推移しているといえることから、この施策については有効性が認められると判断いたしております。

続きまして、報告書108ページの「行政手続のオンライン化の推進」をご覧ください。この施策につきましては、平成17年度における目標値である12手続、これは当初指標、目標値では6手続と書いてありますけども、これはオンライン化に当たりまして手続の整理を行いましたところ、12手続に増えたものでございます。この12手続に対して、17年度中にオンライン化を終了した手続数は11手続でありまして、17年度末時点では目標未達成ということになるのですが、残りの1つにつきましても、本年5月30日にオンライン化を完了いたしましたので、本施策は有効であったと判断しております。

続きまして、報告書129ページの「国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進」をご覧ください。この施策につきましては、達成目標2の指標2「国際会議の参加人員」が前年度を下回り目標値を達成しておりません。これは、この国際会議の開催に当たりまして、参加を依頼した諸外国の専門家の都合等の外部要因により、参加者が目標値の参加人数に達しなかったというものでございます。しかし、会議に参加した各国の専門家の間では非常に活発な議論が展開されまして、これらの成果及び達成目標の達成率などを総合的に勘案し、本施策は有効であったと評価しております。

この分類で最後になりますけども、報告書133ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」をご覧ください。この施策につきましては、まず、達成目標1の指標2「研修への参加人員」及び達成目標3の指標2「会議への参加人数」が、前年度の実績を維持すると

いう目標値であったのですが、達成目標1の指標2につきましては、前年度と比べて2人減って97.9%、達成目標3の指標2につきましては、前年度と比べて18人減って82.4%と、前年度を下回り目標値を達成しておりません。これは、本件研修、それから国際会議の開催に当たりまして、参加依頼した諸外国の専門家等の都合などの外部要因により、参加者が目標値の参加人員に達しなかったというものでございます。しかし、内容については十分に活発な議論が展開されており、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度を得ることができ、これらの成果及び達成目標の達成率を総合的に勘案して、本施策は有効であったと評価いたしました。

続きまして、総合評価方式の項目について御説明いたします。

報告書138ページの「法制度の整備について」をご覧ください。この施策は、当初、平成13年度から5年間程度の期間を目途としまして基本法制の整備に取り組んでいくとしていたところでございますけれども、本年1月に、「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」が閣議決定されたことを踏まえまして、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末までに延長いたしました。期間延長に伴いまして、本評価についても基本法制の整備を終えた後に行うこととし、今回は中間報告として立法作業の状況を説明する内容となっております。

続きまして、報告書147ページの「オウム真理教対策」をご覧ください。この施策につきましては、教団の有している危険性の増大を防止しまして、国民の不安を解消することを目的として、これまで講じてきた施策が教団対策においてどのような成果を上げているか、施策の効果、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行っております。これまで講じてきた施策としては、観察処分の期間更新の請求、立入検査の実施、調査結果を関係する地方公共団体の長に提供したことなどがございますけれども、それぞれ施策の効果、必要性、効率性、有効性があつたと評価しております。

最後になります。報告書151ページの「裁判員制度に関する広報・啓発の推進」をご覧ください。この施策につきましては、平成20年度までに、国民全員に裁判員制度を認知してもらうことを目指すとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ人の割合を全体の7割以上とすることを目標として広報・啓発活動に取り組んでおりますが、これは平成20年度までを目標期間としているため、今回は、中間報告という位置づけで記載しております。

○立石座長：ありがとうございます。では、先生方から御指摘、御意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。川端先生、何かございますか。

○川端委員：国際協力の推進、133ページからですが、目標は達成していないが効果は上がったというふうに中味の方で評価されてるんですが、ということは、人数で単純に比較していくというこの指標自体が適切でないということを確認するようなものじゃないかという気がしたんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○立石座長：はい、今の質問について、いかがでしょうか。

○法務総合研究所：はい、法総研でございます。確かに人数、件数、回数というのは、客観的な指標としては立てやすいものでございますけれども、中味が問われるものについては必ずしも、それだけで評価を尽くせるわけではないかもしれないと思っております。それを踏まえまして、これは会議ではないのですが、研修につきましては、中味をある程度問えるようにしようとい

うことで、研修員の満足度を計るためのアンケート調査を取り入れようということにいたしました。また、会議につきまして、その内容を、どのように指標を立て、目標値を立てて評価するか、今後、適切な評価方法を考えていきたいと思っております。

○立石座長：その他いかがでございますか。

○山根委員：質問です。最後の裁判員制度のところですけども、目標で、積極的な意識を持つ者を7割以上にするとありますけど、この7という数は、単純に6では少なく、8は難しいので7にした、そういう何か理由があったのかだけ教えていただきたいと思えます。

○立石座長：刑事局どうぞ。

○刑事局：難しいところでございますが、現状を前提としてどの程度まで行くことが可能であるのか、裁判員制度が円滑に運用されるという観点から、どの程度であればいいのか、というあたりを勘案して、決めたものです。

○立石座長：私自身も感じたことなのですが、どうしてもアウトプット指標をベースに評価しているということで、その結果、どういうアウトカム、成果が出てきたのかという視点が不可欠です。そういう視点からいうと、認知は100%、しかし、本当に興味持っておられる人が70%、そういう意識の高い人を含めた数値を達成したいというのは、これはある意味アウトカム評価といえますかね、そういうものを採り入れているというふうに私は感じました。大変いいのではないかと思います。望ましくは90%とか100%とかがいいんでしょうけども、なかなか難しいのも事実だと思いますので。まあ、こういう指標の立て方というのは、私はいいいんじゃないかと思えますが。その他いかがでしょうか。はい、川端先生。

○川端委員：総合評価とはズれるかと思うんですけど、一言申し上げます。裁判員制度では、非常に重要な課題ですから、国民の理解が得られるか得られないかっていうのは、これからの刑事司法にとって、あるいは司法制度改革にとって決定的な意味を持つてくるんじゃないかということをお心配してらるんです。そこで、どういう方法で、それを広報するかということがもっと検討されてもいいんじゃないかということをお、私の感想として申し上げたいんです。ここに掲げられている広報ポスターとか、パンフレットとかリーフレットとか垂れ幕、みんな必要なんですけども、いずれも、何となくインパクトに欠けるなあという気がするんですね。それで、少しエピソード的になって申し訳ないんですが、ニューヨークのジュリアーノ前市長が、現役の際に陪審員に選ばれて、そのまま陪審員として務めて、「陪審員の仕事もニューヨーク市長の仕事も同じくらい重要だ。」というコメントを出してたっていう例があるんですね。ですから、同じようなことを考えると、やっぱり石原さんとかですね、あるいは小泉さんがですね、「裁判員の仕事は同じくらい重要だ」というようなことを、どこかで話してもらうとか、それぐらいインパクトのある仕組みを考えなきゃいけないと思うんです。もう一つ、下の方からのPRとして、これは法教育と絡むんだと思うんですが、高校レベルで裁判員制度を使った模擬裁判劇を全国的にやらせて、そのコンクールをやるというのはどうでしょうか。これはアメリカでは高校での模擬裁判の全国コンクールというのはすごく盛んな行事になっているというのにヒントを得たわけですけども、同じようなことを日本でやって「裁判員甲子園」みたいな感じで盛り上げるということは考えられないかと思えます。要するに、もうちょっとユニークな施策を考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○立石座長：どうぞよろしく。事務局で何かコメントありますか。

○松下室長：はい。いただいた意見を参考にして検討させていただきたいと思えます。

- 立石座長：その他いかがでしょうか。はいどうぞ。
- 田辺委員：一点だけお願いします。108ページのところで、「行政手続のオンライン化の推進」ということで、法務省の270強の手続のオンライン化を終わらせたということ、これ自体は着々とシステムを構築していただいて良かったなという感じがするんですけども、他方で、電子政府に関わるものと、オンライン化された手続の利用率を、確か50パーセント以上にすることについて、3年後でしたっけ、4年後でしたっけ、達成する若しくは達成したい、希望的にかもしませんけれども、そういう表が出てると思いますけれども、それとの関係で、この段階からですね、その目標に向かってどの程度実現可能なものなのでしょうか。要するに、オンラインというのは、システムは作ったけれども全然利用されていないというのが、おそらく現在の実情だと思いますので、そこに向けての、まあ19年度の計画といったらこうなるんだと思いますけれども、本年度以降、この目標に向けてどのように進められていくのかについてお伺いできればと思うんですが。
- 松下室長：はい、今ご指摘の点につきましては、実際に今オンライン化されているものを、その利用率を50%に高めるということで講じているわけですが、この点は、もっぱら関連のある民事局から回答することによろしいでしょうか。情報管理室の方から回答しますか。
- 秘書課情報管理室：情報管理室でございます。今先生から御指摘ございましたように、オンラインの利用率向上ということですね、これは本年の1月19日に戦略本部決定をされました新しいIT改革戦略の中でもですね、実は2010年度までに50%にするといった目標が立てられております。あの、既にですね、これは従前の政府全体の目標としてですね、昨年7月に手続数の多いものについてですね、手続をどのようにして利用してもらうかというですね、その手続を決めまして、今年の3月31日に、その50%に向けた行動計画を策定しております。この行動計画自体は、当面3か年を目標にしたものでございますけれども、2010年の50%に向けですね、目標を立てて、それぞれ進めているところでございます。法務省におきましても、登記手続を始めとして、大変申請件数の多い手続がございますので、これは省をあげて推進に努めていくという方針を採っておりまして、現在の様々な取組と併せて、また更なる促進方策についても検討を進めているところでございます。そして、これにつきましては、政府の方に、オンライン促進についてですね、どのように進められているかという評価もなされるという仕組みも実は作られるということになっておりまして、これが、今、電子政府推進計画というものが立てられたり、あるいは重点計画が鋭意詰められておりまして、この中で決められることになっております。こういう状況を踏まえまして、私どもも、さらに利用率向上に向けて進めていく方針にしております。以上でございます。
- 立石座長：ありがとうございます。それでは、この辺でよろしいでしょうか。大変数が多いですし、難しかったんじゃないかと思えます。事務局の方から、事前に委員の方々から何かご質問があって、お答えしておくべきものがあればお願いします。
- 松下室長：事前に御質問いただいた点に関しましては、今回も御質問いただきまして、お答えをしたのではないかと考えております。細かい点につきましては、また改めて回答させていただくなり、何らかの形でお知らせしたいと思えます。また、今日、御欠席されました渡辺委員からは事前に御意見をいただいております、これも個別の部局に関わるものについては、それぞれに伝えて検討することにしたいと思いますけど、若干御披露しますと、事後評価実施結果報告書に関しましては、全体として表現が難しく長いので、もっと簡潔で分かりやすいもの

にした方がいいのではないか、ということですか、評価の仕方が、具体的に評価がなされていないところがあるので、もう少し分かりやすく、なぜその評価になったのかといったことを明記するようにした方がいいのではないかといったことを、御指摘いただきました。これにつきましては、個別に省内にも諮った上で検討していきたいと考えております。

○立石座長：はい、ありがとうございます。そろそろ時間になりますので、終わりたいと思いますが、私自身、評価制度をずっと見てきたわけですが、当初はアウトプット評価だけで、その結果どういうCS（Customer Satisfaction：顧客満足）や便益を、利用者に与えられたのかなど、あるいは満足していただいたのかという心配もあったわけですが、それも事後評価のところで正しく分析して、第三者に情報を出していくという、そういう形はこの5年間で定着できたのではないかと思います。その意味では、内容も質も上がったというふうに思っております。ただ、私自身過去ずっとお話しているように、アウトプットだけの評価では、やったということだけで自己満足に終わってしまう世界もあるわけで、ぜひその結果として、どういうアウトカム、いわゆる成果を出したのかという、そこにそれぞれやっておられる皆さんが誇りを持つというか、自信を持つというか、そういう評価、アウトカム評価ができるものから徐々に変えていく必要があるんじゃないかなと思います。ただ単に件数とかではなくて、オンライン化なんかもそうですけど、何もオンライン化することが目的ではなくて、最高の便益をユーザーに与えるということが元々の目的はずなので、どの程度時間短縮になるか、実際に利用されているお客さんがどの程度満足しているのかというところまで評価をしていく。これもコンピューター化だけの問題ではなくて、色々この中にもアウトカム評価が作り得る項目があると思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。これはまあ、私の個人の意見として。それでは、何か事務局から連絡すべきことは。

○秘書課長：本日は、多方面に渡り貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

今日、始めにご議論いただきました「法務省政策体系（案）」につきましては、座長からもご報告がありましたとおり、8月下旬を目途に策定・公表する予定でございます。本日頂戴しました御意見を、省内で再度調整しまして、「法務省政策評価の実施に関する基本計画」の別紙として、8月末を目途に策定・公表する予定でございます。また、「事後評価実施結果報告書（案）」につきましても、本日頂きました御意見を参考にし、今月末を目途に法務省ホームページでの公表を考えております。このほか、法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備等につきましては、事前評価をしなければいけないわけですが、現在のところ、施設整備の予定が定まっておきませんので、本日ご議論いただくことができませんでした。ただ、この事前評価につきましては、平成19年度概算要求時期との関係で、8月末までに公表しなければなりませんので、次回の第14回の政策評価懇談会まで待つことができない状況にあります。これにつきましては、個別に、事前評価の原案が作成され次第、直ちに皆様にご覧いただいた上で、公表前に個別に御意見を賜ればと思っております。

なお、いつものことですが、本日の議事録につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表したいと考えております。事務局で原案を作成し、後日、皆様に御送付させていただきたいと思っております。議事録の最終的な確認については、従来どおり、座長に一任とさせていただきます。それでは、ありがとうございます。

また、本年度の政策評価懇談会の開催予定について、事務局で予定しているところを御説明いたします。まず、日程でございますが、次回以降も例年どおり、第2回目は本年10月上旬

ころ，第3回目は翌年2月下旬ころに開催したいと考えております。第2回目の懇談会の審議事項についてでございますが，「事前評価及び事後評価の政策等への反映状況報告書（案）」についても御意見をお伺いするほか，「政策体系」につきましては，本日頂きました御意見を参考にして策定いたしますので，その結果を次回の懇談会において報告したいと考えております。また，今年の3月に策定いたしました「平成18年度法務省事後評価の実施に関する計画」につきましては，この「政策体系」に沿った形での見直しなどを考えておりますので，次回までにその案を策定の上，皆様にご議論いただきたいと考えております。先のことになりますが，第3回目の懇談会につきましては，「平成19年度法務省事後評価の実施に関する計画」の策定について御意見をお伺いする予定としております。また，今後策定される政策体系について見直しの必要があれば，それに関する御意見もお伺いする予定としております。その他詳細につきましては，後日，事務局から御連絡させていただきますので，どうぞよろしくお願いたします。本日は，御多忙中，誠にありがとうございました。

○立石座長：どうもありがとうございました。

【以上】